

正会員会費免除内規(平成28年8月改正)

正会員が6カ月を超える期間、育児休業、病気、負傷等により、就業できない場合、本人の申し出により、その年度会費の納入義務を免除する。

ただし、原則、会費納入後の返還には応じないこととする。

なお、義務免除の申し出があった場合は、会長の承認後、本人に通知するとともに、直近に開催する理事会に報告する。

施行日 平成28年8月9日から、施行する。